

独立行政法人労働者健康安全機構 中期目標新旧対照表

労働者健康安全機構（第3期）	労働安全衛生総合研究所（第2期）	労働者健康福祉機構（第3期）
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成28年3月〇日 厚生労働大臣 塩崎 恭久 （前文） 働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の一つである。現在、我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間55万人の被災者や1,000人を超える尊い生命が失われており、また職業性疾病の発生も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が6割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高水準にある。 このように、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるとともに、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の健康確保や安全配慮に適正を欠くことはあってはならないことであり、過労死等職業を原因とする健康障害の予防対策や健康管理に加えて、負傷し又は疾病を持つ労働者への治療と就労の両立支援を行うことも、重要である。 労働災害防止対策やメンタルヘルス対策については、	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。 平成23年3月1日 厚生労働大臣 細川 律夫 （前文） 我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間54万人もの労働者が被災し、1,000人を超える尊い生命が失われている。また、職業性疾病も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が6割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高い水準にある。 このような中で、労働災害防止対策やメンタルヘルス対策については、わが国の中長期的な最重要戦略の一つに位置付けられており、厚生労働省としても、これに強力に取り組んでいるところであるが、労働者の安全と健康を確保するための政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発が必要不可欠であり、労働安全衛生分野の調査及び研究の役割はその重要性を増している。 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定により独立行政法人労働者健康福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 平成26年3月7日 厚生労働大臣 田村 憲久 前文 働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の1つである。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の安全や健康確保のための対応に適正を欠くことがあってはならないし、働く人自身も自ら安全衛生や健康確保に積極的に取り組むことが重要である。 しかし、我が国の労働災害による被災者は長期的に減少傾向にあるものの、平成24年にはなお約54万人の労働者が被災し、労働災害による死亡者数、休業4日以上死傷者数はいずれも前年に比べて増加しており、職業性疾病についても、化学物質等による職業性疾病の発生が後を絶たない中、石綿による健康被害等の今後の増加が見込まれている。 労働者の健康面については、定期健康診断での有所見率が、平成24年には52.7%と半数を超え、特に脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加傾向にある。

わが国の中長期的な最重要戦略の一つに位置付けられており、厚生労働省としても、これに強力に取り組んでいる。労働者の健康と安全を確保するための政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発が必要不可欠であり、労働安全衛生分野の調査及び研究の役割はその重要性を増している。 このような状況の下、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究、臨床、治療就労の両立支援及び未払賃金の立替払等の事業を行い、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター等の施設の運営等を行うために、平成28年4月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して発足する法人であり、これらの事業の適切かつ効率的な推進を期待する。 また、参議院厚生労働委員会の附帯決議（平成27年4月23日）において、「労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。（中略）また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退すること	という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、平成18年4月に独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を統合し発足した、労働安全衛生分野を総合的にカバーする研究機関である。 これまで、研究所は設立目的を踏まえ、その調査及び研究の成果として、労働安全衛生関係法令や各種技術基準等に資する知見、事業場で活用可能な指針等を提供する重要な役割を果たしてきている。 第二期中期目標期間においては、研究所に課せられた目的に対して目標を明確に設定した上で、業務運営の更なる効率化に努めつつ、研究所が担うべき真に必要な業務に重点化するとともに総合的かつ効果的な実施を図ることにより、行政ミッション型研究所として調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていくことが求められている。 研究所が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の安全と健康の確保に寄与することを期待する。	また、精神障害等による労災補償の支給決定件数が増加傾向にあるなど、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるとともに、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で労働者が健康を管理しつつ就労を継続することの重要性が高まっており、過労死予防対策等の予防医療に加えて労働者への治療と就労の両立支援を行うことが重要となってきた。 加えて、経済情勢は緩やかな回復傾向にあるものの、企業倒産により賃金の支払いを受けられない労働者が依然として多数存在することから、再就労までの生活基盤として重要な役割を果たしている未払賃金の立替払事業の迅速かつ適正な運営も求められている。 このような状況の下、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、労災病院、産業保健総合支援センター（仮称。以下同じ。）等の施設の運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与するため、事業の適切かつ効率的な推進が期待される。 さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年12月16日）を受けた検討を行う必要がある。特に、独立行政法人労働安全衛生総合
--	--	--

がないよう、十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。」とされたところである。 機構においては、存続法人である独立行政法人労働者健康福祉機構の第三期中期目標を変更し、統合による相乗効果を発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、機構に課せられた目的に対して目標を明確に設定した上で、業務運営の更なる効率化に努めつつ、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに総合的かつ効果的な実施を図ることにより、調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていくことが求められている。機構が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の健康と安全の確保に寄与することを期待する。 第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年とする。 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用	第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成23年4月から平成28年3月までの5年とする。 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	研究所（以下「研究所」という。）との統合を予定しており、統合後において、統合メリットを発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、事務及び事業の見直しについて検討を行う必要がある。 以上のことを踏まえ、機構の中期目標は、以下のとおりとする。 第1 中期目標の期間 平成26年4月から平成31年3月までの5年とする。 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 研究所の業務との一体的実施 機構の業務と密接に関連する研究所の労働災害防
--	--	--

研究及び臨床研究の推進等 (1) 統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供等、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究(以下「重点研究」という。)として、以下の5分野に取り組むこと。 ① 過労死等関連疾患(過重労働) ② 石綿関連疾患(アスベスト) ③ 精神障害(メンタルヘルス) ④ せき損等(職業性外傷) ⑤ 産業中毒等(化学物質ばく露) なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮すること。 また、参議院厚生労働委員会の附帯決議を踏まえ、理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門(研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課(すべて仮称))を機構本部に設置し、必要な体制を整えた上で、統合による相乗効果を発揮		止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討すること。 その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討すること。 II すべての業務に共通して取り組むべき事項 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。 III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項 「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援(産業保健・予防医療)、②疾病への適切な治療の提供(労災医療)、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援(職場復帰支援・両立支援)の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施すること。 このため、以下の取組を行うこと。
--	--	---

する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこと。併せて、重点研究の５分野に係る施設等で構成する協議会等の設置・運営、外部機関との連絡調整、研究・試験結果の普及・広報等を行うこと。 さらに、重点研究の５分野については、精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因に係る研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援を促進させること、過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること等に配慮し、目指す成果に係る具体的な指標及び目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を作成し、公表すること。 なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮すること。 【難易度：高】 【重要度：高】 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	1 労働現場のニーズ、実態の把握	
--	-------------------------	--

(2) 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア 現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握すること。 さらに、労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用するなど、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。 イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施 上記アにより把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、機構の社会的使命を果たすため、重点研究の5分野と可能な限り連携を図りつつ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。 なお、過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進すること。	労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。 2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。 また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点	
---	--	--

① プロジェクト研究 次に示す研究の方向に沿って、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究 - i 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 - ii 産業現場における危険・有害性に関する研究 - iii 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 ② 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究 ③ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究 プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。個々の研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を作成し、公表すること。 また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に	から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。 (1) プロジェクト研究 次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。 また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。 イ 産業現場における危険・有害性に関する研究 労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。	
---	---	--

応する研究についても、機動的に実施すること。 さらに、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、機構が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下に基づき実施すること。 i 厚生労働省との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。 ii 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、日本学術振興会科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金等（以下「科研費等」という。）の競争的研究資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化すること。 iii 労働安全衛生関係法令の改定等への科学	ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。 （２）基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。 （３）行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。	
--	--	--

技術的貢献を行う観点から他の機関との役割分担を行いつつ、中期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。 さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。 【重要度：「高」】 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少(アウトカム)に結びつくことが求められているため。 (3) 労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究の実施 労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第3期中期目標において取り上げた以下の3領域(※)については、重点研究の5分野と可能な限り連携を図りつ		1 労災疾病等に係る研究開発の推進等 (1) 労災疾病等に係る研究開発の推進 第2期中期目標において取り上げた13分野の課題については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために、以下に掲げる研究分野に再編することとし、当該分野についての研究を行うこと。
---	--	--

つ、研究を行うこと。 【※：変更前の中期目標で示した「3分野」を変更後の中期目標においては、「3領域」という。】 ① 労災疾病等の原因と診断・治療 ② 労働者の健康支援 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 また、過労死等については重点研究と連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。 イ 行政機関等への貢献 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。 また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。 さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。 【重要度：「高」】 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特		① 労災疾病等の原因と診断・治療 ② 労働者の健康支援 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 また、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。 (2) 研究体制の見直し 研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。 また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。 【I 5 (2) へ移動】
---	--	--

に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。 （４）データベースの構築等 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。 また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。 （５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。 ２ 労働災害の原因調査の実施 労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、	３ 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。 なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。	
---	--	--

高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。 このため、引き続き、安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。 また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。 3 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。 また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試		
---	--	--

験法等も検討すること。 化学物質の有害性調査の成果の普及については、後記4の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施すること。 【重要度：「高」】 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。 4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果	4 成果の積極的な普及・活用	（3）研究成果の積極的な普及及び活用の推進
--	-----------------------	------------------------------

の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。 （１）労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上（※）とすること。 【※：平成26年度実績 14件 】 （２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 中期目標期間中における調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等の作業現場への導入実績については、上記（１）に該当する場合を除き、9件以上とするよう努めること。 （３）学会発表等の促進 中期目標期間中における研究に関する学会発表、事業者団体における講演、論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）等の総数を、1,000回以上及び1,000報以上（※）とすること。	調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。 （１）労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。 （２）学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報	労災病院グループ等のネットワークの活用により研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、学会での発表、ホームページ上やマスメディアを通じて広く労災指定医療機関、産業保健関係者等に積極的に情報発信できる体制整備について検討を行うこと。
---	---	---

【※：平成26年度実績 355回、359報 】 (4) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則としてホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、労災病院、ホームページ及び一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を195万回以上とすること。 (5) 講演会等の開催 機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。 (6) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。 また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	告書を含む。)の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。 (3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。 (4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。 (5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	
---	--	--

【重要度：「高」】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組むこと。 (1) 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 労災病院が行う労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。 特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害(産業中毒等)等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の5分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。 (2) 大規模労働災害等への対応 労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行える	5 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。 また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。 【 I 2 へ移動】 6 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。 また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。	2 勤労者医療の中核的役割の推進 (1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等 勤労者医療の中核的役割の推進のために、以下のとおり着実に取り組むこと。 ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。 イ 大規模労働災害等への対応 国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に
---	---	---

ようにすること。 (3) 労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。 6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能の充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。 産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。 (1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施		対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。 (2) 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を行い、行政活動に協力すること。 また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。 さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。 【 I 1 (3) イへ移動】
--	--	---

産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化することにより、我が国の産業保健活動の質を向上すること。 また、過去に実施した研修のアンケート結果等を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。 (2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。 また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップ		
--	--	--

プサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。 さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設する治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。 イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施 事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応（※１）を産業保健総合支援センターで一層進めるとともに、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談（※２）を地域窓口で、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、地域における体制を充実・強化すること。 また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用すること。 【※１：年間目標値47,000件（47ヶ所×1,000件）】 【※２：年間目標値29,568件（352ヶ所×84件）】 （３）産業保健に関する情報の提供その他の支援		
--	--	--

インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、機構の各種研究結果等の提供にあたっては、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。 (4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査(※)を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。 【※:産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果(産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等)を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。】 【重要度:「高」】 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25		
--	--	--

年12月閣議決定)において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が実施主体となって、国の補助事業として実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。 【難易度：「高」】 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。 メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。		
--	--	--

7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組むこと。 (1) 就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。 また、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支		3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等 (1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加する中で、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集し、分析すること。 上記分析及び第2中期目標期間中に作成されたガイドライン等や労災疾病研究によって得られた知見を活用して、がんや脳卒中等の患者に対して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行うとともに、産業保健総合支援センター及び労災病院を通じて、事業場及び労災指定医療機関等に普及すること。
---	--	---

援に活用すること。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。 (2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。 このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携すること。 また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。 【重要度：「高」】 がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められてい		
---	--	--

るため。 8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績 医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】 9 地域の中核的医療機関としての役割の推進 （1）地域医療への貢献 労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。 （2）地域の医療機関等との連携強化		（2）重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※1）確保すること。 また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ85%以上（※2）の満足度を確保すること。 【※1：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター86.7% 総合せき損センター80.2%】 【※2：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター88.8% 総合せき損センター87.0%】 4 地域の中核的医療機関としての役割の推進 （1）地域医療への貢献 労災病院における臨床技能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効
---	--	---

労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件（紹介率、逆紹介率）を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績 紹介率（平均）60.7%、逆紹介率（平均）49.2%】 （３）医療情報のＩＣＴ化の推進 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進めること。 なお、患者の診療情報等の個人情報については、強固なセキュリティを確保した上で、保管すること。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。 （４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。 また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的		果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献すること。 （２）地域の医療機関等との連携強化 労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 また、利用した医療機関等から診療の上で有用であった旨の評価を80%（※）以上得ること。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）78.8%】 （３）医療情報のＩＴ化の推進 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＴ化を推進すること。 （４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%（※）以上の満足度を確保すること。 また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。 【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）実績81.6%】 （５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を
---	--	---

な取組により医療安全の充実を図ること。 これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上（※）の満足度を確保すること。 【※：平成26年度実績 72.3%】 （５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中毎年10,900件以上（※）確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）2,173件】 （６）労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。 （７）燕労災病院（新潟県燕市）の再編 新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提とした「県央基幹病院基本構想」が策定され、新潟県からその後「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」が示されたことを踏まえて、燕労災病院の再編について検討を行うこと。		派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上（※）確保すること。 【※平成21年度から平成24年度までの実績（平均）2,068件×1.05×5年間】 （６）燕労災病院（新潟県燕市）の再編 新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提として、「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、燕労災病院の再編について検討を行うこと。 （７）病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。
--	--	---

10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 安衛研は、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。 (2) 安衛研は、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び安衛研の研究員（以下「研究員」という。）の他機関への派遣等の推進に努めること。 (3) 平成22年10月に定められた「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。 また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。 (2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。 (3) 研究協力の促進 研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。 また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進 産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。 (1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化すること。 また、第2期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。 (2) 小規模事業場等における産業保健活動への支
--	--	---

		援の充実 ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため産業保健総合支援センターに登録したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。 また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。 イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施 事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの専門的相談については、産業保健総合支援センターにおいて、中期目標期間中235,000件以上（※1）実施するとともに、小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワン
--	--	--

		ストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上（※2）実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用できるよう検討すること。 【※1：年間目標値47,000件（47ヶ所×1,000件）×5年間】 【※2：年間目標値29,568件（352ヶ所×84件）×5年間】 （3）産業保健に関する情報の提供その他の支援 インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（仮称）が実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。 （4）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査（※）を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られ
--	--	--

		るようにすること。 【※：産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する産業保健サービスによる、産業保健関係者の能力向上（第1次効果）、事業場内の産業保健活動の活性化（第2次効果）、労働者の健康状況の改善（第3次効果）を調べ、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための、利用者（産業保健関係者）に対するアンケート方式の調査。】 【I 6へ移動】 6 優秀な人材の確保、育成 （1）優秀な人材の確保等の充実・強化 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図ること。 【第5 1（3）アへ移動】 （2）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。 【第5 1（4）アへ移動】 （3）看護師の養成 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必
--	--	--

Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内(※)を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 【※:平成21年度から平成25年度までの実績(平均)19.4日】 (2) 情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。 【重要度:「高」】 「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経		要な専門性を有する看護師を養成すること。 【第5 1 (3) イへ移動】 Ⅳ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内(※)を維持すること。 【※:平成21年度から平成24年度までの実績(平均)21.8日】 (2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 (3) 情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。
---	--	---

済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成21年4月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、平成27年4月の参議院厚生労働委員会の附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。 2 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上（※）得ること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）91.8%】 【重要度：高】 納骨堂（高尾みこころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年举行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年2月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（3）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚		2 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。 【※：平成24年度実績91.4%】
---	--	--

を図る上で重要であるため。 第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 業務の合理化 法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で1割程度を削減すること等、運営体制の合理化を行うこと。 また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。 ただし、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行うこと。 また、機構内に専用回線を敷設する等により、電子(WEB)会議、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図ること。 2 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的	第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的か	第3 業務運営の効率化に関する事項 1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。 また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。 さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討すること。
--	--	---

かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規・拡充業務等及び人件費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成26年度予算に比して、一般管理費については12%程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については4%程度の額を、それぞれ削減すること。 また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 (2) 適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職	つ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。 2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 イ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で	2 一般管理費、事業費等の効率化 (1) 業務運営の効率化による経費節減 中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については12%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。）については4%程度節減すること。 また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこと。 (2) 適正な給与水準の検証・公表 人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得ら
---	---	---

務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。 (3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 エ 国立病院機構等の公的医療機関との連携を図り、すべての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行っ	平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。 なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。 ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。 エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿っ	れるよう適正な給与水準の在り方について今後も必要な検証を行い、その検証結果や措置状況について公表すること。 (3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ア「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ウ 契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 3 保有資産の見直し 機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分すること。
---	--	--

た上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること。（附帯決議関係） また、統合後のスケールメリットを活かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進めること。	て、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。 【第4 6へ移動】	【第4 VIへ移動】
第4 財務内容の改善に関する事項 1 外部研究資金の活用等 外部研究資金については、重点研究の5分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第3	第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第3 業	第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。 1 経営改善に向けた取組等 平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこと。 （1）繰越欠損金の解消計画の策定 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及

業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 3 労災病院の経営改善 (1) 国立病院機構との連携等 国立病院機構等の公的医療機関と連携すること等により、労災病院の経営改善を図ること。 (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 (3) 繰越欠損金解消計画の策定 繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ること。 (4) 医業未収金の適切な回収	業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めること。 (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 (3) 他法人の事例を参考とした取組等 独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討すること。 また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図ること。
--	--	--

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。 4 本部事務所の移転 本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。 5 保有資産の見直し (1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。 (2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。 第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めるこ	第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 また、このような措置により職員の意欲の向上を図	(4) 本部事務所の移転 本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。 【第4 4へ移動】 2 債権の管理等 医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。 【第4 Ⅲ【Ⅳ】及び第Ⅴ Ⅲへ移動】 第5 その他業務運営に関する重要事項
---	---	--

と。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。 (2) 優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 また、任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。 機構においては、女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による科研費等の外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図るためのキャリア・アップを戦略的に実施すること。 (3) 医療従事者の確保 ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。 また、機構内の人材交流のみならず、国病機構との人材交流も実施すること。 イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看	ること。 イ 研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。	
---	--	--

護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上（※）とすること。 【※：平成22年度から平成26年度の全国平均 90%】 ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。 （４）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。 （５）障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。 ２ 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。 ※ 27年度末までに全施設廃止済み		１ 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。 ※ 平成25年度末までに２施設を廃止し、１施設と
---	--	---

3 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。 4 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、充実・強化等を図ること。 5 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。 6 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する保有個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。 また、政府の方針（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ、適切な情報セキュリティ（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進すること。		なる予定。 2 内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考に更に充実・強化を図ること。 3 決算検査報告指摘事項への対応 「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うこと。 4 適切な情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。
---	--	--

国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。 7 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。		5 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。
---	--	--